

# 盛土規制法の規制開始について



埼玉県では令和7年7月1日から規制を開始します。

宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）が令和5年5月に施行されました。

盛土等に伴う災害から人命を守るため、埼玉県では令和7年7月1日に県内全域（政令指定都市・中核市を除く）を規制区域に指定し、規制を開始します。

盛土等を行う場合は、あらかじめ許可が必要になります。盛土等が行われた土地では、規制開始前の盛土等を含めて、土地所有者等が常に安全な状態に維持する必要があります。

## 埼玉県の盛土規制法に基づく規制区域



## 許可対象となる盛土等の規模

＜土地の形質の変更（盛土・切土）＞ 例えば ●宅地を造成するための盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

| ①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの | ②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの | ③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの（①②を除く） | ④盛土で高さが2m超となるもの（①③を除く） | ⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの（①～④を除く） |
|--------------------|--------------------|------------------------------------|------------------------|------------------------------------|
|                    |                    |                                    |                        |                                    |

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

＜一時的な土石の堆積＞ 例えば ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

| ⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの | ⑦最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの（⑥を除く） |
|--------------------------------|------------------------------|
|                                |                              |

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の許可対象規模は同じです。

※埼玉県では、宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例を制定し、特定盛土等規制区域の許可対象規模を強化しています。

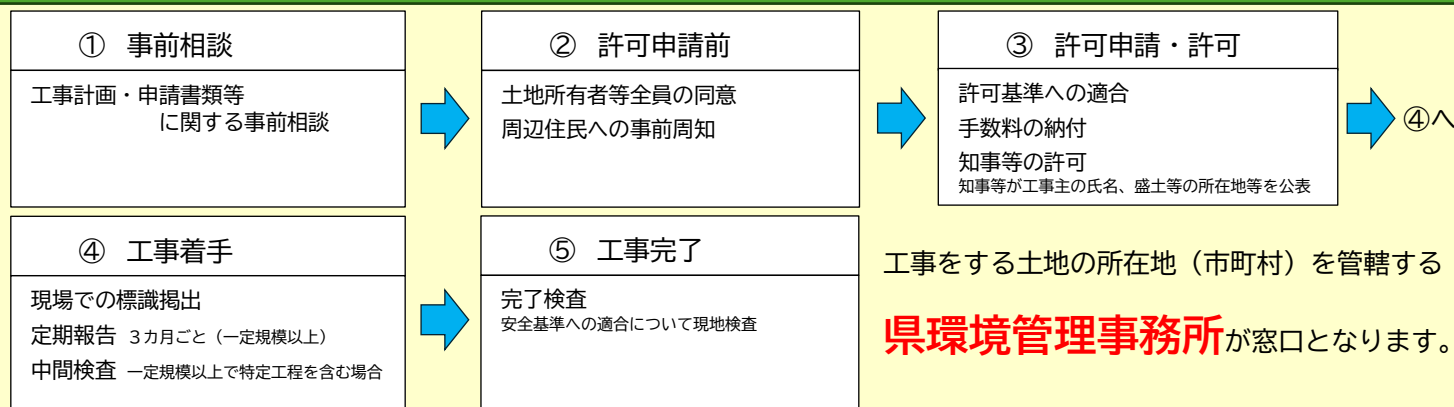
### ＜適用除外＞

道路、公園、河川等の公共施設用地内で行われる盛土等については、盛土規制法は適用されません。

また、例えば、以下のような場合は、盛土規制法に基づく許可手続きが不要となります。

- ▶ 国、地方公共団体等が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
- ▶ 工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するもの など

# 事前相談から工事完了までの主な流れ



工事をする土地の所在地（市町村）を管轄する  
**県環境管理事務所**が窓口となります。

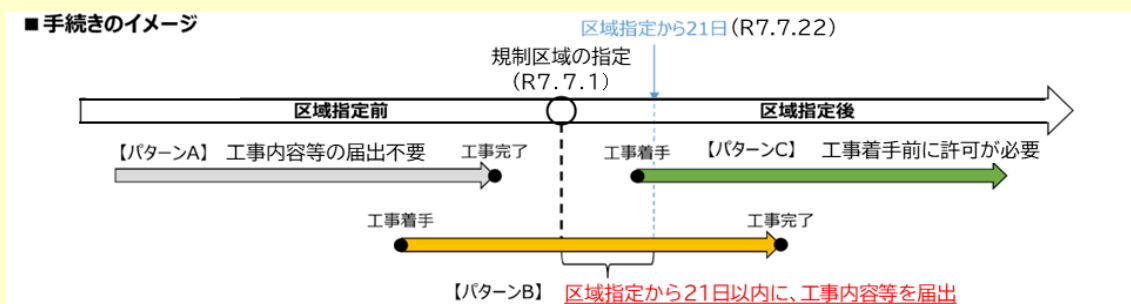
無許可で盛土等を行った場合などは罰則の対象となります。（最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下、法人に対しては最大3億円以下）

## 規制開始時に着手済み工事の届出

令和7年6月30日以前に、現に許可対象規模の盛土・切土や一時的な土石の堆積などの工事に着手している場合は、盛土規制法に基づく許可は不要ですが、21日以内（7月22日まで）に工事内容等の届出が必要です。

（届出先：管轄する県環境管理事務所）

- ※ 「着手」とは、資材の搬入や契約の締結ではありません。
- ※ 他法令（土砂条例や都市計画法等）の許可を受けていても、盛土規制法の届出が必要です。また、規制開始時に工事に着手していない場合は、あらかじめ盛土規制法の許可が必要となります。
- ※ 届出をした工事であっても、届出内容を超える工事の変更をする場合には、あらかじめ盛土規制法の許可が必要となることがあります。



## 都市計画法の開発許可を受けた工事の取扱い

規制開始後に都市計画法の開発許可を受けた工事は、盛土規制法の許可を受けたとみなされます。（「みなし許可」）

「みなし許可」を受けた工事では、盛土規制法に基づく許可や完了検査は不要になりますが、盛土規制法に基づく標識の掲出が必要になるほか、定期報告や中間検査が必要となる場合があります。

- ※ 開発許可を受けた際、工事内容が盛土規制法の許可対象規模でない場合は「みなし許可」に該当しません。工事内容を許可対象規模に変更する場合は、あらかじめ盛土規制法に基づく許可を別に受ける必要があります。

以下の市町村内において「みなし許可」を受けた工事に係る定期報告、中間検査などの手続きは、開発許可を受けた窓口で取り扱います。（赤文字は、県川越建築安全センター東松山駐在）

熊谷市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、深谷市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、入間市、久喜市、三郷市、坂戸市、吉川市、三芳町、毛呂山町、小川町、松伏町、  
**越生町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町**

以下の市町村内において「みなし許可」を受けた工事に係る定期報告、中間検査などの手続きは、県都市計画課で取り扱います。

秩父市、鴻巣市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、八潮市、富士見市、蓮田市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、滑川町、嵐山町、川島町、吉見町、宮代町、杉戸町

## その他

規制区域の詳細は、県ホームページをご覧ください。

申請様式、審査基準等は準備ができ次第、県ホームページに順次掲載します。

【県ホームページ】 <https://www.pref.saitama.lg.jp/a1102/kouhukin/kouhukin.html>



問合せ先

埼玉県 都市整備部 都市計画課 盛土規制担当

TEL : 048-830-5336（直通） FAX : 048-830-4881

E-mail : [a5330-25@pref.saitama.lg.jp](mailto:a5330-25@pref.saitama.lg.jp)

埼玉県 盛土規制法 HP